

議案第 4 2 号

大口町税条例の一部改正について

大口町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町税条例の一部を改正する条例

大口町税条例（昭和３８年大口町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３２条第４項中「第３５条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第３５条の３第１項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第３５条の２第１項の規定による申告書

(2) 第３５条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第３２条第６項中「第３５条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第３５条の３第１項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第３５条の２第１項の規定による申告書

(2) 第３５条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第３３条の９第１項中「第３２条第４項の申告書」を「第３２条第４項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第６項の申告書」を「同条第６項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第２章第１節第６款」を「同節第６款」に改

める。

第46条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「延滞金額」を「延滞金」に、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「同法第75条の2第7項」を「同法第75条の2第9項」に、「同条第75条の2第7項」を「同法第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第48条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を」（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第57条の2第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項の規定にかかわらず」を「前各項の規定にかかわらず、」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第57条の3 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は

2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

第59条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第59条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「同法第6項」を「同条第6項」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第67条の3において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第67条の3において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、「次に」を「次の各号に」に改め、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に、「同法第6項」を「同条第6項」に、「同法第7項」を「同条第7項」に改める。

第67条の3第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「平成 3 0 年度」を「平成 3 3 年度」に改める。

附則第 1 0 条を次のように改める。

(読替規定)

第 1 0 条 法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 5 7 条の 2 第 8 項中「又は第 3 4 9 条の 3 の 4 から第 3 4 9 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 3 4 9 条の 3 の 4 から第 3 4 9 条の 5 まで又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで」とする。

附則第 1 0 条の 2 中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 1 0 項とし、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号ハ」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

1 2 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

1 3 法附則第 1 5 条第 4 5 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附則第 1 0 条の 3 第 2 項中「附則第 7 条第 2 項」を「附則第 7 条第 3 項」に改め、同条第 4 項中「第 7 条第 1 項」の次に「の規定」を加え、「附則第 1 2 条第 2 1 項第 2 号」を「附則第 1 2 条第 2 1 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項第 2 号中「附則第 1 2 条第 2 2 項の規定により読み替えて適用される」を「附則第 1 2 条第 2 4 項において準用する」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 2 条第 2 4 項」を「附則第 1 2 条第 2 6 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項第 4 号中「附則第 1 2 条第 2 8 項」を「附則第 1 2 条第 3

0 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 1 2 条第 2 9 項」を「附則第 1 2 条第 3 1 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 1 0 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 1 2 条第 3 6 項」を「附則第 1 2 条第 3 8 項」に改め、同条第 9 項中「に施行規則附則第 7 条第 1 1 項」を「に施行規則附則第 7 条第 1 4 項」に、「附則第 1 2 条第 2 4 項」を「附則第 1 2 条第 2 6 項」に改め、同項第 5 号中「附則第 7 条第 1 1 項」を「附則第 7 条第 1 4 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 8 項の次に次の 2 項を加える。

9 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 1 項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

1 0 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 2 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第 16 条第 3 項中「次項」を「以下この条（第 5 項を除く。）」に改め、同条に次の 3 項を加える。

- 5 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる

同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第 16 条の 2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 76 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第 78 条及び第 79 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 21 条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第 16 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該 3 輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第 16 条の 3 第 2 項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第 32 条第 1 項」を「同

条第１項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第３２条第４項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第３２条第４項第１号に掲げる申告書及び同項第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。

附則第１７条の２第１項中「平成２９年度」を「平成３２年度」に、「附則第３４条の２第４項」を「附則第３４条の２第１項」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第１項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第２項中「平成２９年度」を「平成３２年度」に、「附則第３４条の２第９項」を「附則第３４条の２第１０項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第２０条の２第４項中「第３５条の２第１項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時までに提出された第３５条の３第１項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第３５条の２第１項の規定による申告書

(2) 第３５条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第２０条の３第４項中「第３５条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第３５条の３第１項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改

め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第３５条の２第１項の規定による申告書

(2) 第３５条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第２０条の３第６項中「第３５条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第３５条の３第１項の確定申告書を含む。）」を「同条第４項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成２９年４月１日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第６条の規定 公布の日

(2) 附則第５条第１項の改正規定並びに次条第２項の規定 平成３１年１月１日

(3) 附則第５条の規定 平成３１年１０月１日

(4) 附則第１０条の２第１２項を同条第１１項とし、同項の次に２項を加える改正規定（同条第１３項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第２６号）の施行の日

（町民税に関する経過措置）

第２条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成２９年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成２８年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の大口町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第46条第3項及び第5項並びに第48条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第46条第3項又は第48条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第57条の2第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第57条の3の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第59条の3第2項及び第67条の3の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧

法附則第 15 条第 40 項に規定する機器に対して課する固定資産税については、
なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、
平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 28 年度分までの
軽自動車税については、なお従前の例による。

2 町長は、納付すべき軽自動車税（平成 28 年度以前の年度分のものに限る。）
の額について不足額があることを大口町税条例第 76 条第 2 項の納期限（納期限
の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、
当該事実が生じた原因が当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者以外の者
（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第 13 条第
1 項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第 18
条第 2 項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に
対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができる
ものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第
三者を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみ
なして、軽自動車税に関する規定（大口町税条例第 78 条及び第 79 条の規定を
除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 大口町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年大口町条例第 15 号）
の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 75 条及
び新条例」を「大口町税条例第 75 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同
条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 75 条第 2 号ア(イ)	3, 900 円	3, 100 円
第 75 条第 2 号ア(ウ) a	6, 900 円	5, 500 円

	10,800円	7,200円
第75条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第75条	大口町税条例等の一部を改正する条例（平成26年大口町条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア(ウ)b

	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

第 6 条 大口町税条例等の一部を改正する条例（平成 2 8 年大口町条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中大口町税条例附則第 1 6 条第 2 項から第 4 項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第 1 6 条の 2 を次のように改める。

第 1 6 条の 2 削除

第 2 条を次のように改める。

（大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 大口町税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年大口町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の表新条例附則第 1 6 条第 1 項の表第 7 5 条第 2 号アの項の項の左欄及び中欄中「第 7 5 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

附則第 1 条第 4 号中「及び第 2 条の規定並びに」を「の規定及び」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 2 条の規定 大口町税条例の一部を改正する条例（平成 2 9 年大口町条例第 号）の施行の日

大口町税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(所得割の課税標準) 第 3 2 条 略 2・3 略 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>特定配当等申告書</u>（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>次に掲げる申告書</u>をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定配当等申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>第 3 5 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u> (2) <u>第 3 5 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 5 略 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>次に掲げる申告書</u>をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長	(所得割の課税標準) 第 3 2 条 略 2・3 略 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>第 3 5 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u>（<u>その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 3 5 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。</u>）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 5 略 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>第 3 5 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u>（<u>その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 3 5 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。</u>）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>これらの申告書にその記載がないことに</u>

新	旧
が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>第35条の2第1項の規定による申告書</u> (2) <u>第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u>	ついてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第33条の9 所得割の納税義務者が、<u>第32条第4項に規定する特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について<u>同節第6款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第33条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第33条の9 所得割の納税義務者が、<u>第32条第4項の申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は<u>同条第6項の申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について<u>法第2章第1節第6款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第33条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2・3 略 (法人の町民税の申告納付) 第46条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅	2・3 略 (法人の町民税の申告納付) 第46条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅

新	旧
滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。	滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。
2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。	3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。
4 略	4 略
5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当	5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当

新	旧
初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、<u>前項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)・(2) 略	初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)・(2) 略
6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第50条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、<u>同法第75条の2第9項</u>(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、<u>同法第75条の2第9項</u>の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。	6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第50条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、<u>同法第75条の2第7項</u>(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、<u>同条第75条の2第7項</u>の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。
7 法人税法第81条の22第1項の規定によ	7 法人税法第81条の22第1項の規定によ

新	旧
り法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第48条第3項及び第50条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第48条第3項及び第50条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第50条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第50条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第50条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。 （法人の町民税に係る不足税額の納付の手続） 第48条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合<u>には</u>、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書<u>により</u>納付しなければならない。 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は	って法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第48条第3項及び第50条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第48条第3項及び第50条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第50条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第50条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第50条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。 （法人の町民税に係る不足税額の納付の手続） 第48条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合<u>においては</u>、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書<u>によって</u>納付しなければならない。 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は

新	旧
第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。<u>第4項第1号において同じ。</u>）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
3 略	3 略
4 第2項の場合において、<u>納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）</u>があったとき（<u>当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）</u>は、<u>当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u>	4 第2項の場合において、<u>法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）</u>は、<u>当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u>
(1) 略	(1) 略

新	旧
(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間 （固定資産税の課税標準）	(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間 （固定資産税の課税標準）
第57条の2 略	第57条の2 略
2～7 略	2～7 略
8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。	8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前7項の規定にかかわらず法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。
9・10 略 （法第349条の3第28項等の条例で定める割合）	9・10 略
第57条の3 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	
2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	
3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）	（施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出）

新	旧
第 5 9 条の 2 施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 3 1 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) ・ (2) 略 (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第 1 4 条第 1 項から第 3 項までの規定による割合 (4) 略 2 略 (法第 3 5 2 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額の<u>按分</u>の申出)	第 5 9 条の 2 施行規則第 1 5 条の 3 第 2 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 3 1 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) ・ (2) 略 (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の<u>区分所有者全員の共有に属する共用部分</u>に係る建物の区分所有等に関する法律第 1 4 条第 1 項から第 3 項までの規定による割合 (4) 略 2 略 (法第 3 5 2 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額の<u>あん分</u>の申出)
第 5 9 条の 3 法第 3 5 2 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年 1 月 3 1 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 法第 3 5 2 条の 2 第 1 項の規定により<u>按分する場合</u>に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 2 法第 3 5 2 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出は、<u>同条第 6 項</u>に規定する特定被災共用土地納税義務者（第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第 3 4 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度（第 3 号及	第 5 9 条の 3 法第 3 5 2 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年 1 月 3 1 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 法第 3 5 2 条の 2 第 1 項の規定により<u>あん分する場合</u>に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 2 法第 3 5 2 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、<u>同法第 6 項</u>に規定する特定被災共用土地納税義務者（第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第 3 4 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度（第 3 号

新	旧
び第 6 7 条の 3 において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第 3 4 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等(第 6 7 条の 3 において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第 3 4 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日(以下この項及び第 6 7 条の 3 において「避難等解除日」という。)の属する年が法第 3 4 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年(第 6 7 条の 3 において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日 <u>から起算して 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第 3 4 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災市街地復興推進地域(第 6 7 条の 3 において「被災市街地復興推進地域」という。)</u>が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第 6 7 条の 3 において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の 1 月 3 1 日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 法第 3 5 2 条の 2 第 3 項の規定により <u>按分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 3 法第 3 5 2 条の 2 第 7 項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第 3 4 9 条の 3 の 3 第 3 項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の <u>按分</u>の申出については、前項中「<u>同条第 6 項</u>」とあるのは「<u>同条第 7 項</u>の規定により読み替えて適用される同条第 6 項」	及び第 6 7 条の 3 において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第 3 4 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等(第 6 7 条の 3 において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第 3 4 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日(以下この項及び第 6 7 条の 3 において「避難等解除日」という。)の属する年が法第 3 4 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年(第 6 7 条の 3 において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日 <u>以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)</u>の初日の属する年の 1 月 3 1 日までに <u>次に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。</u> (1)～(5) 略 (6) 法第 3 5 2 条の 2 第 3 項の規定により <u>あん分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 3 法第 3 5 2 条の 2 第 7 項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第 3 4 9 条の 3 の 3 第 3 項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の <u>あん分</u>の申出については、前項中「<u>同法第 6 項</u>」とあるのは「<u>同法第 7 項</u>の規定により読み替えて適用される同条第 6

新	旧
と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。	項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。
4 略	4 略
(被災住宅用地の申告)	(被災住宅用地の申告)
第67条の3 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日<u>から起算して3年</u>を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日<u>から起算して4年</u>を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。) の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略	第67条の3 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日<u>以後3年</u>を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略
2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1	2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1

新	旧
日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。	日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。
附 則 (個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)	附 則 (個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)
第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第25条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。	第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第25条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。
2・3 略 (肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)	2・3 略 (肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)
第8条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額	第8条 昭和57年度から<u>平成30年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額

新	旧
を免除する。	を免除する。
2・3 略 <u>(読替規定)</u>	2・3 略 <u>(読替規定)</u>
第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57の2条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。	第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 略	第10条の2 略
2～5 略	2～5 略
6 略	6 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
7 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	7 略
8 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	9 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
11 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
12 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	12 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
13 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	

新	旧
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 10 条の 3 略 2 法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 3 項</u>に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 3 略 4 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 7 条第 1 項の<u>規定</u>の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令<u>附則第 12 条第 21 項第 1 号ロ</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 5 法附則第 15 条の 8 第 5 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令<u>附則第 12 条第 24 項</u>において準用する同条第 17 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) 略	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 10 条の 3 略 2 法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 2 項</u>に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 3 略 4 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 7 条第 1 項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令<u>附則第 12 条第 21 項第 2 号</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 5 法附則第 15 条の 8 第 5 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令<u>附則第 12 条第 22 項</u>の規定により読み替えて適用される同条第 17 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) 略

新	旧
6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第 12 条第 26 項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略	6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第 12 条第 24 項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略
7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 9 項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 令<u>附則第 12 条第 30 項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第 12 条第 31 項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略	7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 8 項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 令<u>附則第 12 条第 28 項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第 12 条第 29 項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略
8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 10 項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 9 項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

新	旧
(1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令 附則第 1 2 条第 3 8 項に規定する補助金等 (6) 略	(1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令 附則第 1 2 条第 3 6 項に規定する補助金等 (6) 略
9 <u>法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 1 項に規定する 特定耐震基準適合住宅について、同項の規定 の適用を受けようとする者は、当該特定耐震 基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日か ら 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申 告書に施行規則附則第 7 条第 1 1 項各号に規 定する書類を添付して町長に提出しなければ ならない。</u> (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個 人番号又は法人番号（個人番号又は法人番 号を有しない者にあつては、住所及び氏名 又は名称）</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び 床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (4) <u>耐震改修が完了した年月日</u> (5) <u>耐震改修に要した費用</u> (6) <u>耐震改修が完了した日から 3 月を経過し た後に申告書を提出する場合には、3 月以 内に提出することができなかった理由</u>	
1 0 <u>法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定す る特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に 規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に ついて、これらの規定の適用を受けようとし る者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定す る熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月 以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に 施行規則附則第 7 条第 1 2 項各号に掲げる書 類を添付して町長に提出しなければならな い。</u> (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個 人番号又は法人番号（個人番号又は法人番 号を有しない者にあつては、住所及び氏名</u>	

新	旧
<u>又は名称)</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (4) <u>熱損失防止改修工事が完了した年月日</u> (5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</u> (6) <u>熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u>	
<u>11</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第14項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第26項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 (軽自動車税の税率の特例)	<u>9</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第24項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 施行規則<u>附則第7条第11項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 (軽自動車税の税率の特例)
第16条 略	第16条 略
2 略	2 略
3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>以下この条(第5項を除く。)</u>において同じ。)に対する第75条の規定の適用については、当	3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>次項</u>において同じ。)に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4

新			旧		
該軽自動車が平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成２９年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			月１日から平成２９年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成２９年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第２号ア	３，９００円	２，０００円	第２号ア	３，９００円	２，０００円
	６，９００円	３，５００円		６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円		１０，８００円	５，４００円
	３，８００円	１，９００円		３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円		５，０００円	２，５００円
４ 略			４ 略		
<u>５ 法附則第３０条第６項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第７５条の規定の適用については、当該軽自動車</u> <u>が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該</u> <u>軽自動車</u> <u>が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規</u> <u>定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>					
<u>６ 法附則第３０条第７項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第７５条の規定の適用については、当該軽自動車</u> <u>が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該</u> <u>軽自動車</u> <u>が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規</u> <u>定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>					

新	旧
<u>7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <u>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</u>	
<u>第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u>	<u>第16条の2 削除</u>
<u>2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規</u>	

新	旧
<u>定（第 7 8 条及び第 7 9 条の規定を除く。）を適用する。</u> 3 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> 4 <u>第 2 項の規定の適用がある場合における第 2 1 条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第 1 6 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該 3 輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</u> （上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例） 第 1 6 条の 3 略 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 3 2 条第 4 項に規定する<u>特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）</u>に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について<u>同条第 1 項及び第 2 項並びに第 3 3 条の 3 の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第 3 2 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合</u>	（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例） 第 1 6 条の 3 略 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 3 2 条第 4 項に規定する<u>申告書を提出した場合に限り適用するもの</u>とし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について<u>第 3 2 条第 1 項及び第 2 項並びに第 3 3 条の 3 の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u>

新	旧
<u>(2) 第 3 2 条第 4 項第 1 号に掲げる申告書及び同項第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。</u>	
3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)	3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)
第 1 7 条の 2 昭和 6 3 年度から<u>平成 3 2 年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 3 1 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 3 4 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、<u>前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</u> (1)・(2) 略	第 1 7 条の 2 昭和 6 3 年度から<u>平成 2 9 年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 3 1 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 3 4 条の 2 第 4 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。<u>以下この項において同じ。</u>)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。<u>以下この条において同じ。</u>)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、<u>同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</u> (1)・(2) 略
2 前項の規定は、昭和 6 3 年度から<u>平成 3 2 年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 3 4 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において	2 前項の規定は、昭和 6 3 年度から<u>平成 2 9 年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 3 4 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において

新	旧
同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合には、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
3 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)	3 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)
第20条の2 略	第20条の2 略
2・3 略	2・3 略
4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第35条の2第1項の規定による申告書 (2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)	4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第35条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。
5 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)	5 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

新	旧
第 20 条の 3 略 2・3 略 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>条約適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>条約適用配当等申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。<u>ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>第 35 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u> (2) <u>第 35 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 5 略 6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合（第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第 33 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 3 第 3 項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>同条第 4 項に規定する条約適用配当等申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>条約適用配当等申告書</u>にこれらの記載が	第 20 条の 3 略 2・3 略 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>第 35 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 35 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>これらの申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。 5 略 6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合（第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第 33 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 3 第 3 項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>第 35 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 35 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）</u>にこ

新	旧
ないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。	の項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表（附則第５条関係）

新			旧		
附 則			附 則		
第６条 平成２７年３月３１日以前に初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定を受けた３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る大口町税条例第７５条及び附則第１６条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第６条 平成２７年３月３１日以前に初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定を受けた３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第７５条及び新条例附則第１６条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第７５条第２号ア(イ)	３，９００円	３，１００円	新条例第７５条第２号ア	３，９００円	３，１００円
第７５条第２号ア(ウ)ａ	６，９００円	５，５００円	新条例第７５条第２号ア	６，９００円	５，５００円
第７５条第２号ア(ウ)ｂ	１０，８００円	７，２００円	新条例第７５条第２号ア	１０，８００円	７，２００円
第７５条第２号ア(ウ)ｂ	３，８００円	３，０００円	新条例第７５条第２号ア	３，８００円	３，０００円
第７５条第２号ア(ウ)ｂ	５，０００円	４，０００円	新条例第７５条第２号ア	５，０００円	４，０００円
附則第１６条第１項	第７５条	大口町税条例等の一部を改正する条例（平成２６年大口町条例第１５号。以下この条において「平成２６年改正条例」という。）附則第６条の規定により読み替えて適用される第７５条	新条例附則第１６条の表以外の部分	第７５条	大口町税条例等の一部を改正する条例（平成２６年大口町条例第１５号。以下この条において「平成２６年改正条例」という。）附則第６条の規定により読み替えて適用される第７５条
附則第１６条第１項の表第２号ア(イ)の項	第２号ア(イ)	平成２６年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第７５条第２	新条例附則第１６条の表第７５条第２号アの項	第７５条第２号ア	平成２６年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第７５条第２号ア

新			旧		
		号ア(イ)		3, 900円	3, 100円
	3, 900円	3, 100円		6, 900円	5, 500円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)アの項	第2号ア(ウ)ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア(ウ)ア		10, 800円	7, 200円
				3, 800円	3, 000円
	6, 900円	5, 500円		5, 000円	4, 000円
	10, 800円	7, 200円			
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア(ウ)b			
				3, 800円	3, 000円
	3, 800円	3, 000円		5, 000円	4, 000円
	5, 000円	4, 000円			

大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表（附則第 6 条関係）

新	旧									
第 1 条の 2 大口町税条例の一部を次のように改正する。 略 附則第 1 6 条第 2 項から第 4 項までを削る。 <u>附則第 1 6 条の 2 を次のように改める。</u> <u>第 1 6 条の 2 削除</u> 略 <u>（大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）</u>	第 1 条の 2 大口町税条例の一部を次のように改正する。 略 附則第 1 6 条第 2 項から第 4 項までを削る。 略 <u>（大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）</u>									
<u>第 2 条 大口町税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年大口町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。</u> <u>附則第 6 条の表新条例附則第 1 6 条第 1 項の表第 7 5 条第 2 号アの項の項の左欄及び中欄中「第 7 5 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。</u>	<u>第 2 条 大口町税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年大口町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。</u> <u>附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 7 5 条及び新条例」を「町税条例第 7 5 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。</u>									
	<table><tr><td>第 7 5 条第 2 号ア(イ)</td><td>3, 9 0 0 円</td><td>3, 1 0 0 円</td></tr><tr><td>第 7 5 条第 2 号ア(ウ)a</td><td>6, 9 0 0 円 1 0, 8 0 0 円</td><td>5, 5 0 0 円 7, 2 0 0 円</td></tr><tr><td>第 7 5 条第 2 号ア(ウ)b</td><td>3, 8 0 0 円 5, 0 0 0 円</td><td>3, 0 0 0 円 4, 0 0 0 円</td></tr></table>	第 7 5 条第 2 号ア(イ)	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円	第 7 5 条第 2 号ア(ウ)a	6, 9 0 0 円 1 0, 8 0 0 円	5, 5 0 0 円 7, 2 0 0 円	第 7 5 条第 2 号ア(ウ)b	3, 8 0 0 円 5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円 4, 0 0 0 円
第 7 5 条第 2 号ア(イ)	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円								
第 7 5 条第 2 号ア(ウ)a	6, 9 0 0 円 1 0, 8 0 0 円	5, 5 0 0 円 7, 2 0 0 円								
第 7 5 条第 2 号ア(ウ)b	3, 8 0 0 円 5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円 4, 0 0 0 円								
	<table><tr><td>附則第 1 6 条第 1 項</td><td>第 7 5 条</td><td>大口町税条例等の一部を改正する条例(平成 2 6 年大口町条例第 1 5 号。以下この条において「平成 2 6 年</td></tr></table>	附則第 1 6 条第 1 項	第 7 5 条	大口町税条例等の一部を改正する条例(平成 2 6 年大口町条例第 1 5 号。以下この条において「平成 2 6 年						
附則第 1 6 条第 1 項	第 7 5 条	大口町税条例等の一部を改正する条例(平成 2 6 年大口町条例第 1 5 号。以下この条において「平成 2 6 年								

新	旧		
			改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条
	附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア(イ)
		3,900円	3,100円
	附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア(ウ)a
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
	附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される

新	旧												
	<table><tr><td></td><td></td><td>第 7 5 条第 2</td></tr><tr><td></td><td></td><td>号ア (ウ) b</td></tr><tr><td></td><td>3 , 8 0 0 円</td><td>3 , 0 0 0 円</td></tr><tr><td></td><td>5 , 0 0 0 円</td><td>4 , 0 0 0 円</td></tr></table>			第 7 5 条第 2			号ア (ウ) b		3 , 8 0 0 円	3 , 0 0 0 円		5 , 0 0 0 円	4 , 0 0 0 円
		第 7 5 条第 2											
		号ア (ウ) b											
	3 , 8 0 0 円	3 , 0 0 0 円											
	5 , 0 0 0 円	4 , 0 0 0 円											
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)												
第 1 条 略	第 1 条 略												
(1) ・ (2) 略	(1) ・ (2) 略												
<u>(3) 第 2 条の規定 大口町税条例の一部を改正する条例（平成 2 9 年大口町条例第 号）の施行の日</u>													
<u>(4) 略</u>	<u>(3) 略</u>												
<u>(5) 第 1 条の 2 の規定及び第 3 条中大口町税条例等の一部を改正する条例（平成 2 7 年大口町条例第 2 0 号）附則第 5 条第 7 項の表第 2 1 条第 3 号の項の改正規定（「第 9 0 条第 1 項」を「第 7 4 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 0 条第 1 項」に改める部分に限る。）並びに附則第 2 条の 2 及び第 4 条の規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日</u>	<u>(4) 第 1 条の 2 及び第 2 条の規定並びに第 3 条中大口町税条例等の一部を改正する条例（平成 2 7 年大口町条例第 2 0 号）附則第 5 条第 7 項の表第 2 1 条第 3 号の項の改正規定（「第 9 0 条第 1 項」を「第 7 4 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 0 条第 1 項」に改める部分に限る。）並びに附則第 2 条の 2 及び第 4 条の規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日</u>												

改 正 要 旨

1 改正の目的

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の特例措置として、地域決定型地方税制特例措置（以下「わがまち特例」という。）における保育の受け皿整備の促進のための税制上の特例措置の創設等、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長及び賦課徴収の特例設置など、その他所要の整備を図る必要があるため改正するものです。

＊「わがまち特例」とは、これまで国が一律に定めていた地方税の特例措置の内容を、地方自治体が自主的に判断し、市町村の条例で決定できるようにする制度です。

2 改正の概要

(1) 固定資産税関連

ア 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（利用定員５人以下）（第５７条の３第１項から第３項関係）

これらの用に供する家屋及び償却資産に対して、わがまち特例を導入し、それらの固定資産税の課税標準となるべき価格の２分の１を課税標準とします。

イ 企業主導型保育事業（附則第１０条の２第１１項関係）

平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助（企業主導型保育事業費補助金）を受けた者が、一定の事業所内保育に係る施設（特定事業所内保育施設：児童福祉法上の認可外施設で、事業所内保育事業を目的とするもの）を設置し、この事業を行う場合、その用に供する固定資産に対して、わがまち特例を導入し、最初の５年間（各年度の賦課期日において引き続き政府の補助を受けている場合に限ります。）、その固定資産税の課税標準となるべき価格の２分の１を課税標準とします。

ウ 緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る特例措置の創設（附則第 10 条の 2 第 12 項関係）

都市緑地法の改正の施行の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に緑地保全・緑化推進法人（※ 1）が土地を所有し又は無償で借り受けて、市民緑地（※ 2）を設置・管理する場合には、その用に供する土地に係る固定資産税に対して、わがまち特例を導入し、設置後 3 年度分に限り、その固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 を課税標準とします。

※ 1 緑地の設置・管理について一定の能力を有する民間団体等（緑地管理を行っている法人、まちづくりを担っている団体、公園管理を行っている法人等）を市町村長が指定する制度です。

※ 2 都市緑地法に基づき、一定期間住民の利用に供するために設置・管理される緑地（市民緑地）のうち、市町村長の認定を受けた設置管理計画（認定計画）に基づいて設置・管理されるものに限ります。

（2）軽自動車税関連

ア グリーン化特例（軽課）の延長（附則第 16 条第 5 項から第 7 項関係）

平成 28 年度末で期限切れを迎えるグリーン化特例（軽課）について、適用要件を見直した上で 2 年間延長し、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに新規取得された軽自動車に対する平成 30 年度分の軽自動車税を、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに新規取得された軽自動車に対する平成 31 年度分の軽自動車税を軽課対象とします。

イ 自動車メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例（附則第 16 条の 2 関係）

グリーン化特例（軽課）による減税対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が偽りその他不正の手段により認定等を受け・取り消されたことによるものであるときは、申請をした者（自動車メーカー）等を賦課期日現在における当該不足額に係る軽自動車の所有者とみなします。

また、今回創設された特例が適用された場合には、申請をした者（自動車メーカー）等が納付すべき額については、納付不足額にその１０％分の額を上乗せした額とします。

３ 施行期日

公布の日から施行し、平成２９年４月１日から適用します。

ただし、緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る特例措置の創設については、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日から施行します。